

# 中古住宅流通支援事業費補助金

一定の条件を満たす中古住宅を購入する方に利子の一部相当額を補助します

## ●支援内容・要件等

	移住・新婚・子育て世帯	一般世帯
補助金額※1	最大 40万円	最大 30万円
募集戸数	25戸	
住宅ローン対象額	1,500万円	
補助対象利率	0.4%	
対象者	中古住宅を購入した、所得が1,200万円以下の方	
対象住宅	以下の項目 <u>全て</u> に該当する住宅 ○所有権移転日または引渡し日が <u>令和8年2月28日以降</u> の住宅 ○完成後2年を超える住宅または居住実績がある住宅 ○住宅瑕疵担保責任保険法人の取り扱い <u>既存住宅売買瑕疵保険</u> に加入 または <u>住宅瑕疵担保保険責任期間中</u> ※2である住宅	
補助要件	住宅の購入費を対象とした、返済期間が10年以上50年以内の住宅ローンを金融機関と契約すること	

※1 住宅ローンの利子補給額の一部を一括補助

※2 転売特約等により補助金を受けようとする者が購入した以降も保証を受けることができるものに限る

移住世帯	令和3年4月1日以降に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯
新婚世帯	申請日において婚姻した日から5年以内である世帯
子育て世帯	平成20年4月2日以降に生まれた子がいる世帯(出産予定を含む)

## ●募集期間・申請窓口

募集期間:令和8年4月6日(月)~令和9年2月26日(金)【先着】

申請方法:住宅ローン契約、住民票などの必要書類を準備の上、申請窓口に申請

申請窓口:各総合支庁建設部建築課

村山:TEL 023-621-8287 最上:TEL 0233-29-1420

置賜:TEL 0238-26-6091 庄内:TEL 0235-66-5640

## ●問合せ先 023-630-2154

山形県 県土整備部 建築住宅課 住宅対策担当

制度の詳細な内容はこちら⇒

